

第五次 豊島区一般廃棄物処理基本計画

(素案)

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 計画の背景	1
3 計画期間	2
4 計画の対象範囲	2
5 関連法との位置づけ	3
第2章 リサイクル・清掃事業の現状	4
1 豊島区のリサイクル・清掃事業の沿革	4
2 人口の推移	5
3 事業所数の推移	5
4 ごみ量の推移	5
5 資源回収量・資源化率の推移	6
6 ごみと資源の流れ	7
第3章 基本理念及び基本方針	8
1 基本理念	8
2 基本方針	9
第4章 計画目標	11
1 計画目標	11
2 目標達成によるごみ量・資源化量の推移	12
第5章 施策	13
1 施策体系	13
2 重点的な取組み	14
3 具体的施策	15
第6章 食品ロス削減推進計画	23
1 食品ロス削減推進計画の基本事項	23
2 食品ロス削減推進計画の方針・目標	25
3 食品ロス削減のための取組み	26
第7章 生活排水処理基本計画	28
1 基本方針	28
2 基本計画	28
3 処理の区分・主体	28
用語解説	29
資 料 編	2

ページ数は更新中

※本文中「*」を付している用語は、「用語解説」を参照ください。

※表とグラフの数値について、端数処理のため内訳と合計が一致しない場合があります。

第1章 計画の概要

1 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」と言う。）及び「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めることを目的としています。

2 計画の背景

清掃事業の移管から第三次一般廃棄物処理基本計画の策定まで

本区は、平成12（2000）年に清掃事業が東京都から特別区に移管されたことに伴い、一般廃棄物の収集・運搬業務を委託し、資源物回収業務を自主実施しました。平成20年度からは「環境基本計画」を導き、「環境基本計画」に基づき、資源物の回収率向上を図るとともに、資源物の分別収集を導入、さらに資源物の分別収集の徹底を図ることを目的として、資源物の分別収集計画を平成21年度より策定し、実施しています。

国や東京

内容更新中

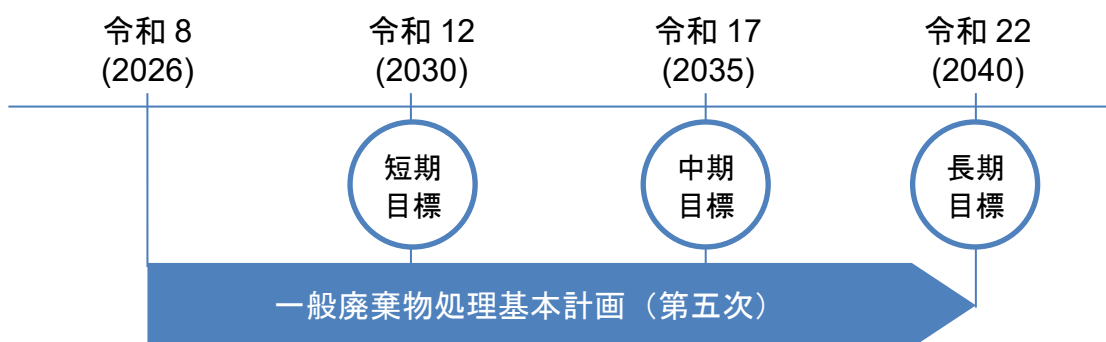
SDGs

令和 2（ ）年、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を推進する自治体として、9月に国の「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた経済・社会政策」に基づき、令和 2（ ）年度に「新しい生活様式」のあり方を見えつつ、SDGs の示す目標を目指していくことが求められています。

3 計画期間

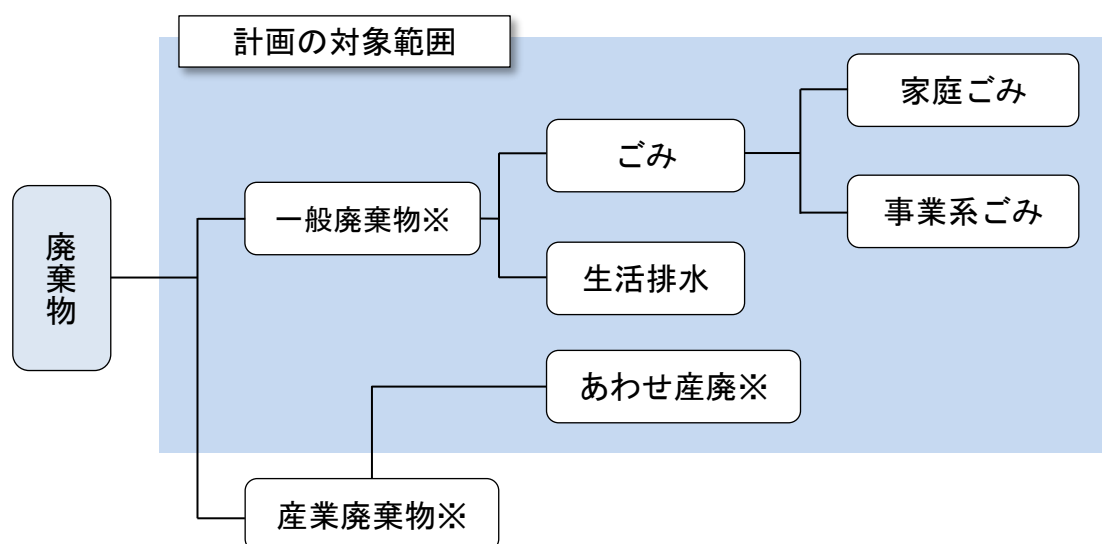
計画期間は令和 8（2026）年度から令和 22（2040）年度までの 15 年間とします。また、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までを短期、令和 17（2035）年度までを中期、令和 22（2040）年度までを長期として、それぞれの最終年度の目標値を定めます。

なお、計画の進捗状況や社会経済状況の変化及び関連計画との整合性などを踏まえ、概ね 5 年ごとに計画を見直します。



4 計画の対象範囲

計画の対象は、区内で発生する一般廃棄物です。



※一般廃棄物…産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭ごみのほか、産業廃棄物以外の事業系ごみや生活排水をいいます。

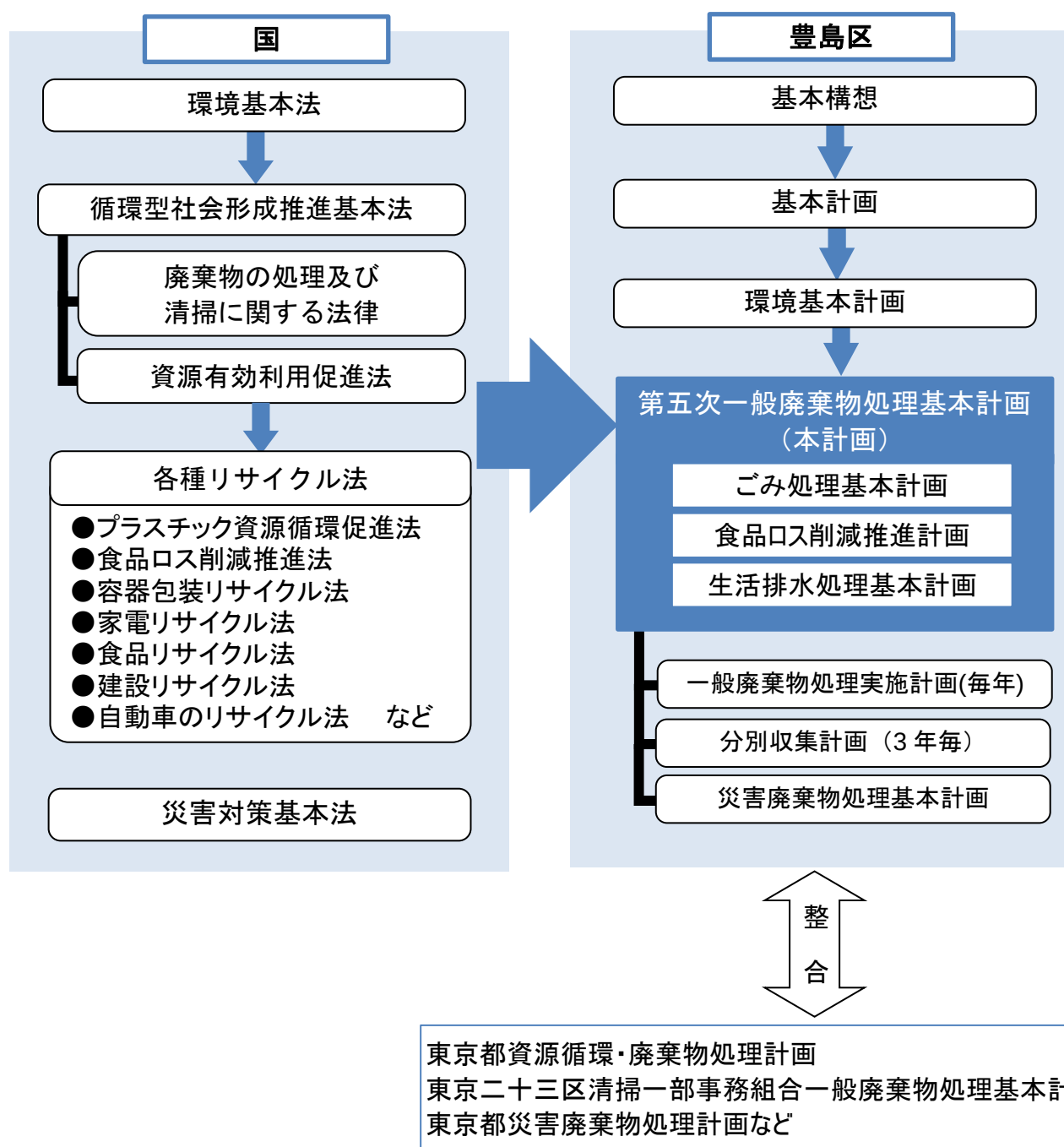
※産業廃棄物…事業活動に伴って排出される廃棄物で、政令で定められた 20 品目及び輸入された廃棄物をいいます。

※あわせ産廃…一般廃棄物と一緒に処理することができる紙くずや木くず等の産業廃棄物をいいます。

5 関連法との位置づけ

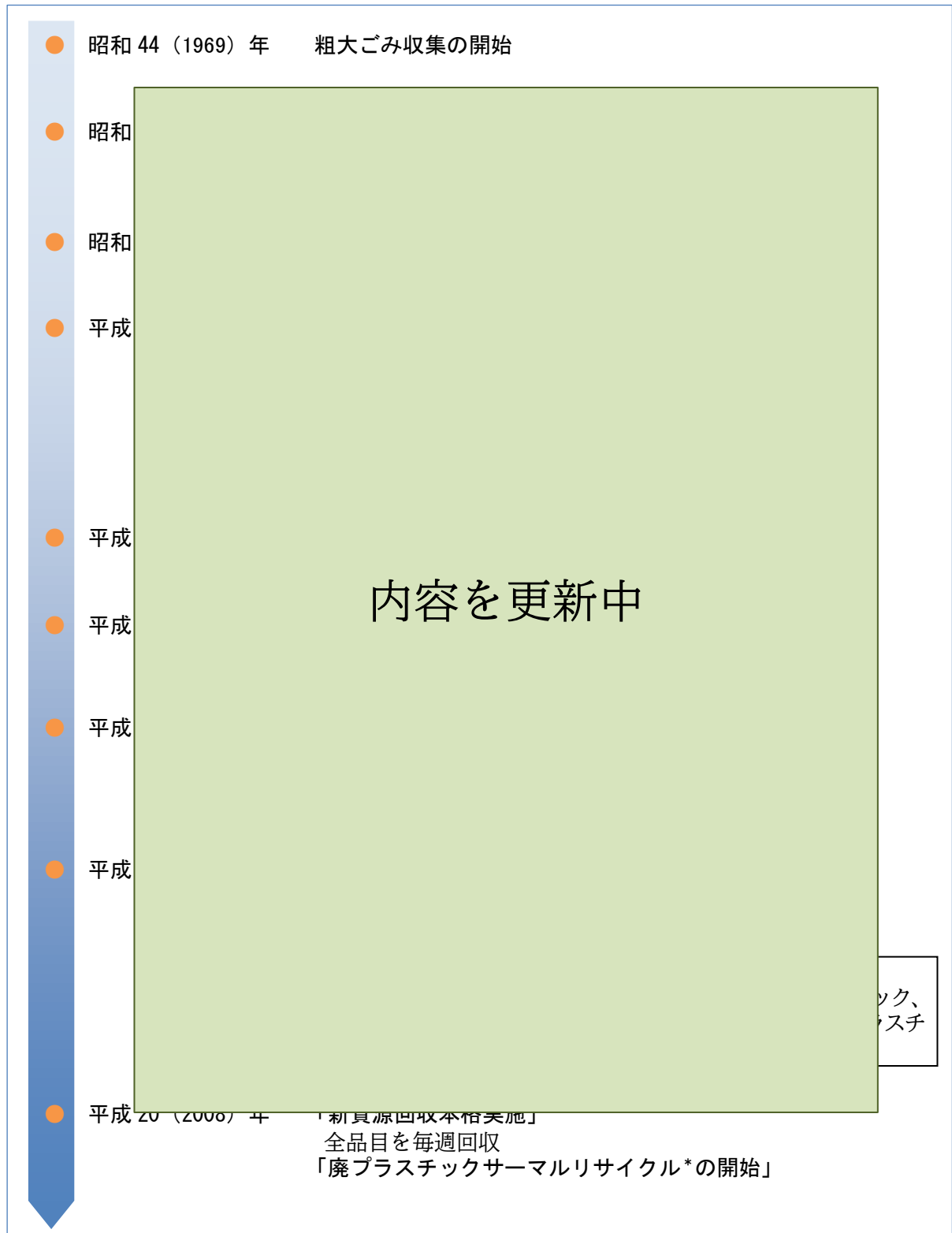
本計画は「豊島区基本計画」や「**豊島区環境基本計画**」などの方針に基づき、本区において発生する一般廃棄物の処理に関する長期的な目標や施策を明らかにするものです。

なお、本計画は令和 8（2026）年度から令和 22（2040）年度までを計画期間とし、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合等の関連計画の動向を踏まえて策定しています。



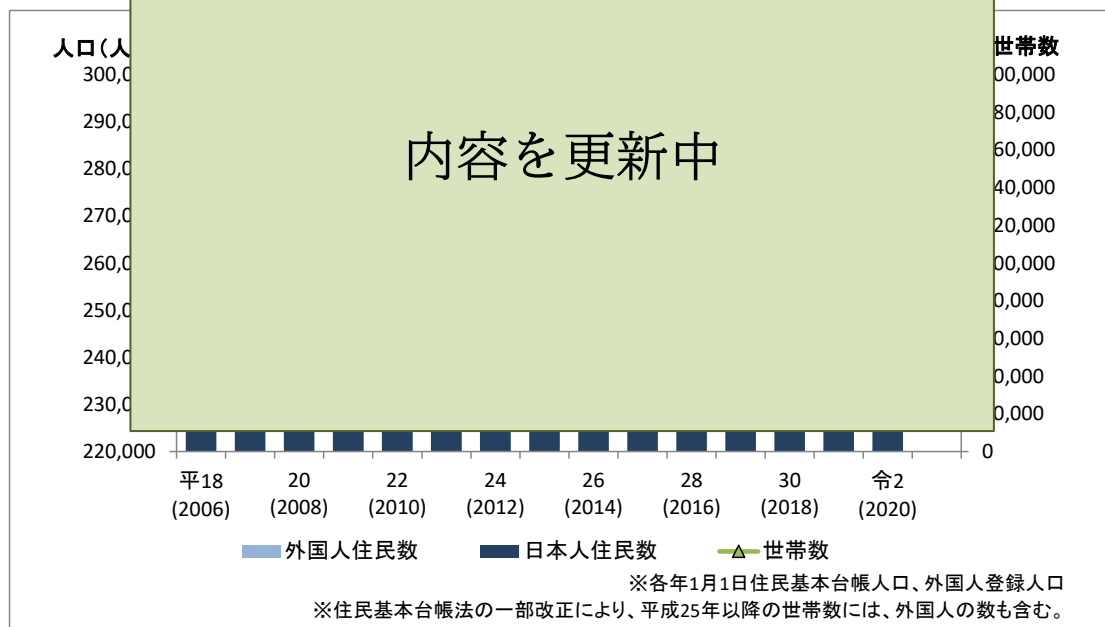
第2章 リサイクル・清掃事業の現状

1 豊島区のリサイクル・清掃事業の沿革



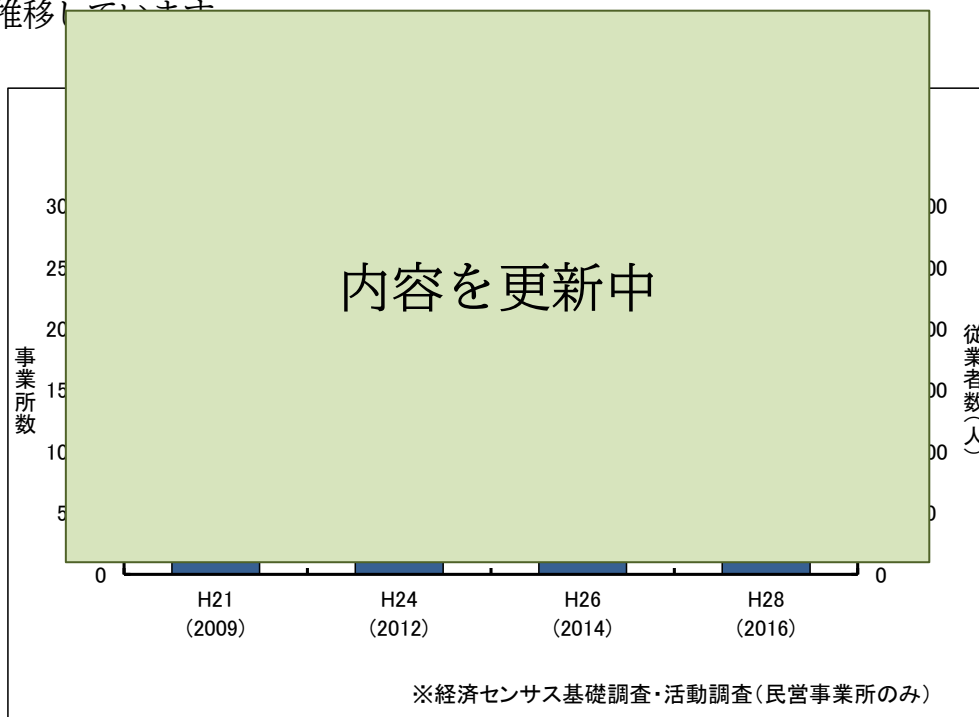
2 人口の推移

本区の人口は令和 2（2020）年 1 月 1 日現在で 290,246 人、世帯数は 180,595 世帯で、人口の約 10.2%が外国人となっています。人口は増加傾向にありますが、その伸びは徐々



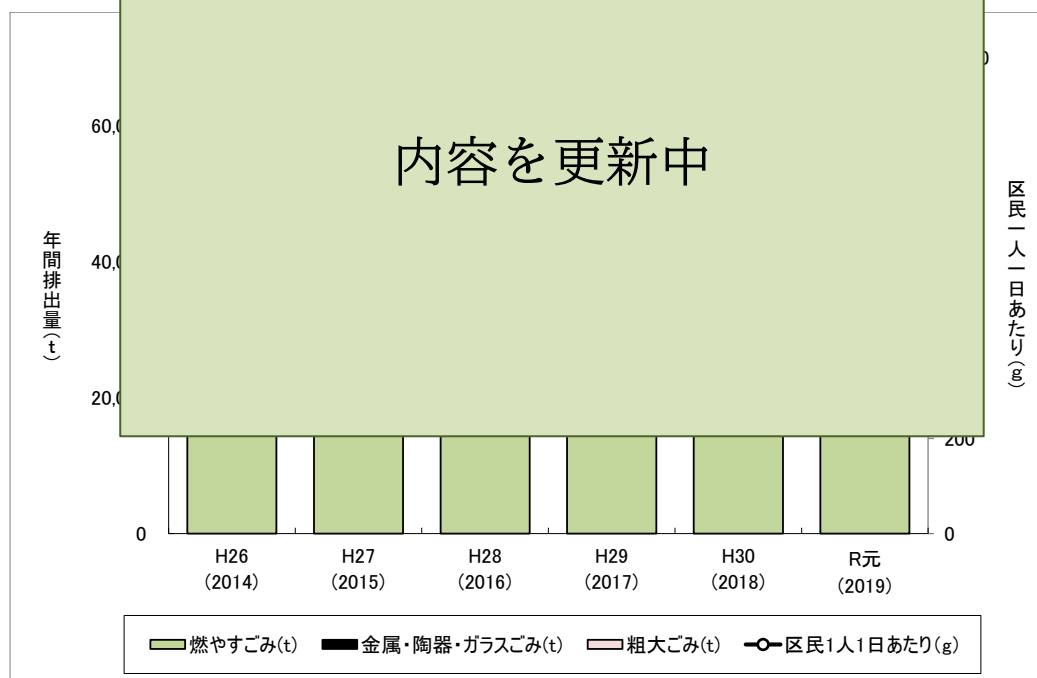
3 事業所数の推移

経済センサスによると、本区の民営事業所数は1万9千前後、従業者数は26万人前後を推移しています。



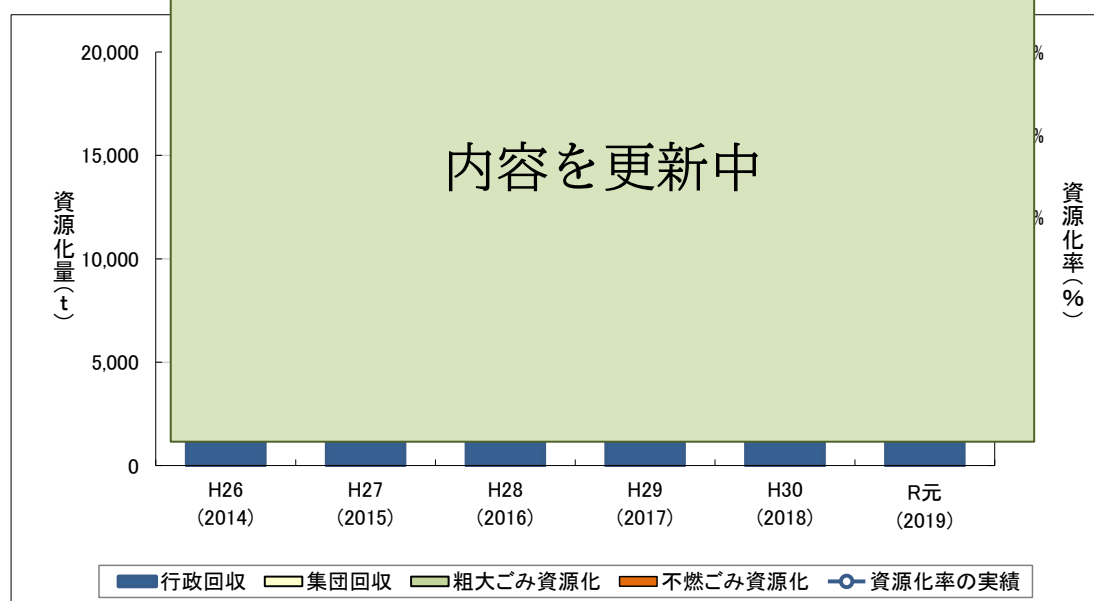
4 ごみ量の推移

人口増に対し、平成 30（2018）年度までは年間のごみ量や 1 人 1 日あたりのごみ量は順調に減少しています。



5 資源回収量・資源化率の推移

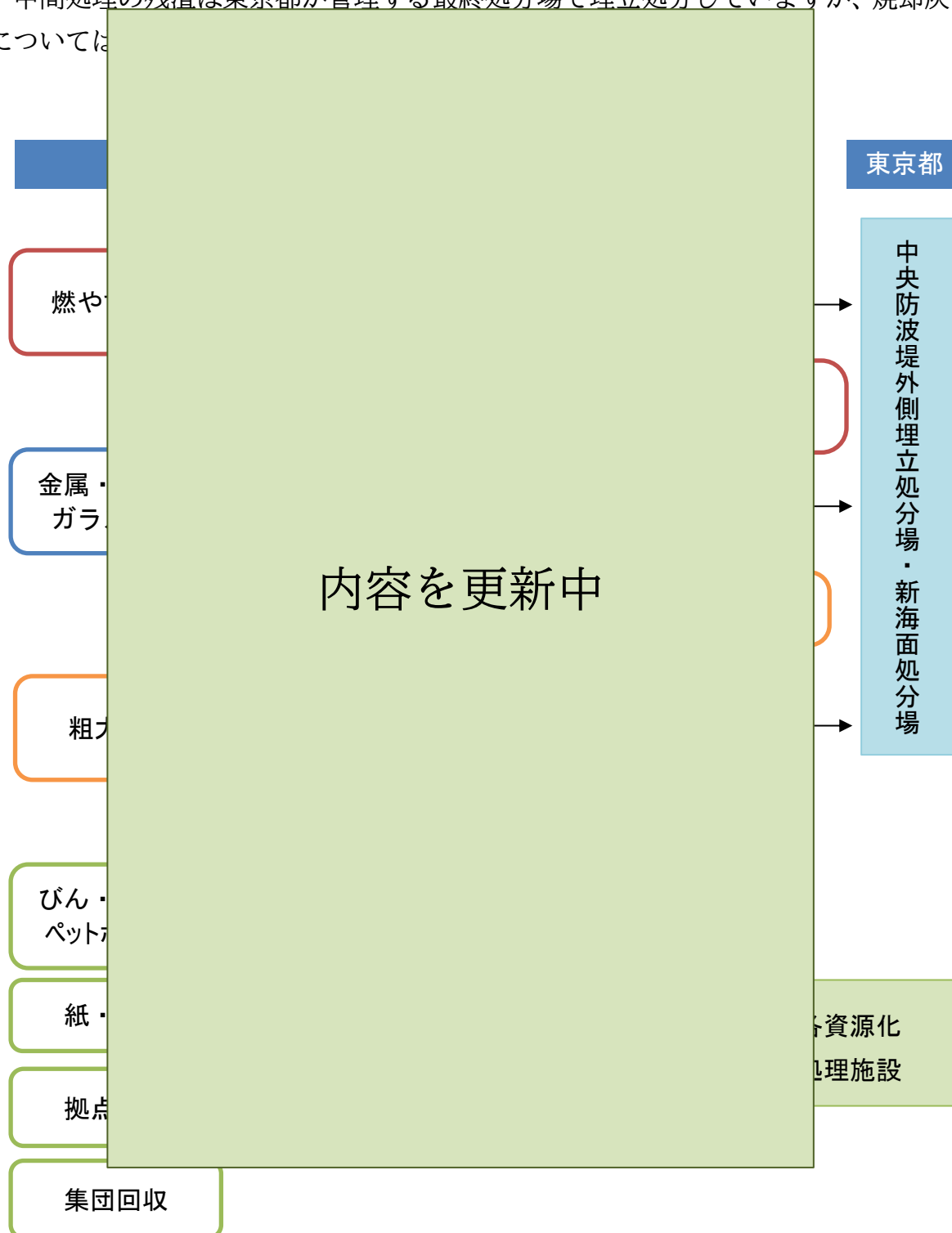
行政回収(集積所回収)、集団回収は年々減少傾向にあります。一方、平成 30(2018)年度より「金属」の回収量が増加し、資源化率は上昇しています。



6 ごみと資源の流れ

ごみの収集は区、焼却や破砕等の中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理を行っています。

中間処理の残渣は東京都が管理する最終処分場で埋立処分していますが、焼却灰等については



※金属・陶器・ガラスごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設から発生する可燃系残渣は、清掃工場にて焼却処理

第3章 基本理念及び基本方針

1 基本理念

持続可能な循環型社会を実現するまち としま

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動問題や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題に密接に関係しています。清掃・リサイクル事業においては、限りある資源の無駄を減らし、有効活用するために、ごみを出さないリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）の優先的実践を促すことや、質の高いリサイクル（再生利用）を推進し、地球規模の環境問題に対応することが求められています。

また、モバイルバッテリーやスマートフォンなどに含まれるリチウムイオン電池の可燃ごみ・資源への混入や、粗大ごみの不法投棄、事業系ごみの不適正排出など、ルールが守られないごみの排出が年間4万件となっています。特に、リチウムイオン電池等の異物混入は、清掃工場や清掃車、選別・処分場等での火災事故の原因となっており、近年、事故件数が増加しています。適正な分別・排出ルールの周知徹底やイベント等での意識啓発を強化し、区民・事業者の一人ひとりが責任をもって行動し、ルールを順守するための取組みが不可欠です。

本区は、区民・事業者・行政が一体となって3Rを推進し、適正分別・適正排出に取り組むことで、持続可能な循環型のまちづくりを進めていきます。

図表 1 持続可能な循環型社会に関する図

2 基本方針

(1) 基本方針 1 リデュース・リユースの推進



循環型社会形成推進基本法では、ごみの 3R を進めるにあたり、まずごみの発生抑制（リデュース）を行い、それでも排出されるものについては再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めるものとして優先順位を定めています。

国の各種リサイクル法制度の制定や、本区における資源回収の進展に見られるように、これまで「リサイクル」については一定程度の成果が上がっています。しかし、「リデュース」「リユース」については、「分けて出す」前の段階、すなわち物の生産・流通から販売、消費の段階での生活スタイルや事業活動、意識の変革が必要です。

ごみの減量に関する周知・啓発等の積極的な情報発信を行うことや、再使用の取組を広げるための各種仕組みづくり・支援により、区民や事業者の日常生活や事業活動におけるごみの減量を促進します。

(2) 基本方針 2 質の高いリサイクルの実現



リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも発生する不要物のリサイクルに取組み、資源を無駄なく有効に利用していく必要があります。

本区は、平成 7（1995）年に他区に先がけ資源の分別回収を開始して以降、分別回収品目や回収頻度を増やすとともに、平成 30（2018）年度には「金属・陶器・ガラスごみ」の資源化を開始するなど、リサイクルの充実を図ってきました。

さらに、令和 4（2022）年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の推進等に関する法律」が施行されたことを受け、本区は、令和 5（2023）年 10 月からプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源回収を区内全域で開始しました。

資源リサイクルの基盤を充実するとともに、資源のごみへの混入をなくしていくため、分別に関する啓発の充実、事業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進により、再資源化への取組みを強化します。また、小型家電等の価値の高い資源の回収を進め、質の高いリサイクルを推進します。

(3) 基本方針3 安定的で適正なごみ処理の推進



東京二十三区清掃一部事務組合で行われるごみの中間処理や、東京都の管理する最終処分場での処分が安定的かつ効率的に行われるためには、適正に分別し排出することが不可欠です。本区は、ごみの減量・適正排出・資源化を進めるとともに、粗大ごみや金属・陶器・ガラスごみ等を燃やすごみに混入するなどの不適正排出を防止することや、水銀等の有害物やリチウムイオン電池等の発熱・発火などの危険性がある廃棄物の適正排出を区民に周知します。

廃棄物処理法に基づき自己処理が原則となっている事業系ごみについては、排出抑制を促した上で、事業者による適正処理・資源化を徹底していきます。また、一部の小規模事業者から排出され例外的に行政収集を行っている事業系ごみについても、民間移行促進と適正排出を徹底していきます。

【参考】SDGsのアイコンについて

SDGsのゴール		ターゲット
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす
	持続可能な生産消費形態を確保する	12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーン*における食品ロスを減らす 12.5 廃棄物の発生を減らす
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.1 海洋汚染を防止・削減する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する

第4章 計画目標

1 計画目標

基本理念の

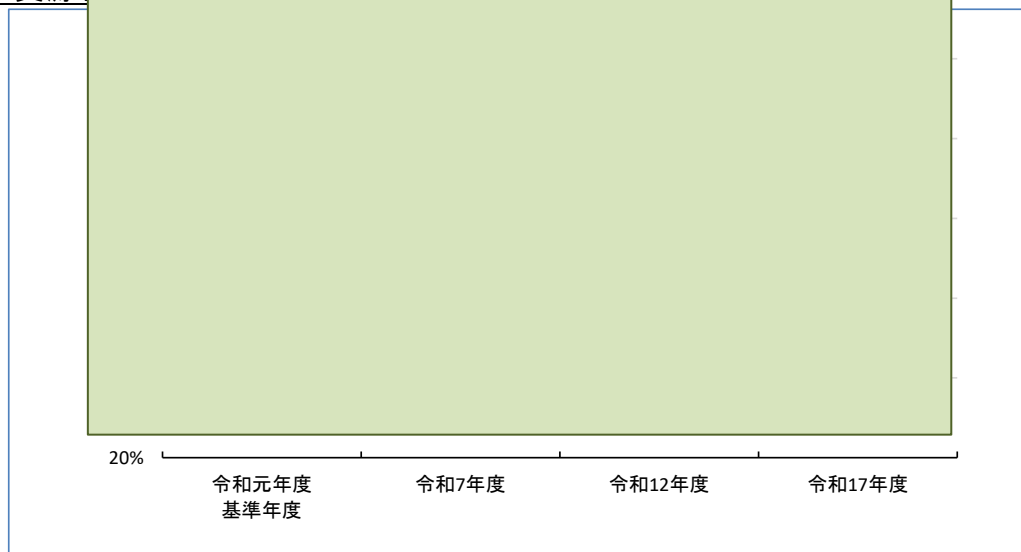
めます。

	2035) 年度
1人1日	/人日
資源	3%

■1人1



■資源化



2 目標達成によるごみ量・資源化量の推移

1人1日あたりごみ量、及び資源化率の目標が達成された場合のごみ量・資源化量の推移は以下のとおりとなります。



第5章 施策

1 施策体系

基本理念：持続可能な循環型社会を実現するまち としま

基本方針 1：リデュース・リユースの推進
基本方針 2：質の高いリサイクルの実現
基本方針 3：安定的で適正なごみ処理の推進

★重点施策

- ・リデュース・リユースによるごみの排出削減
- ・区民・事業者への啓発・情報発信
- ・プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進
- ・適正分別・適正排出の徹底

施策体系

(1) リデュース・リユースの推進

- ① リデュース・リユースによるごみの排出削減 ★
- ② 区民・事業者への啓発・情報発信 ★
- ③ 食品ロス削減の推進
- ④ 事業者との連携によるリデュース・リユースの推進
- ⑤ 区民の活動支援と連携の場の創出

(2) 質の高いリサイクルの実現

- ① プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進★
- ② 事業系ごみのリサイクルの促進
- ③ 区民・民間事業者との連携・協働

(3) 安定的で適正なごみ処理の推進

- ① 適正分別・適正排出の徹底 ★
- ② 処理困難物の適正排出
- ③ 事業所への情報提供・指導
- ④ ごみの収集方法等の調査・検討（ごみ有料収集等）
- ⑤ 災害廃棄物対策

食品ロス削減推進計画（第6章）

2 重点的な取組み

以下の3点について重点的な取組みとして位置付けます。

(1)

海洋ごみ
でも、廃
なってい
討が始ま
量の40
このよ
ラスチック
スチック

において
が急務と
制度の検
プラ焼却

に、廃プ
多くプラ

策(2)-①

(2)

食品ロ
(2015
減させる
元(201
進法)が
で重要な
本区に
の取組み
業者、消
に取組み

平成27
までに半
も令和
削減推
とする上

など独自
けて、事
計画的

策(1)-②

(3)

池袋地
量・資源
本区で

ごみの減

事や、池

袋駅周辺繁華街地域でのごみの毎日収集の廃止と資源回収の導入など、様々な対策を講じ一定の成果をあげてきました。これまでの取組みの成果を踏まえ、行政収集に排出される事業系ごみについては、民間処理業者へのさらなる移行促進を図るとともに、有料ごみ処理券の貼付や分別の徹底など、適正排出を促進します。

施策(2)-③

施策(3)-③

3 具体的施策

基本方針1 リデュース・リユースの推進

①リデュース・リユースによるごみの排出削減 ★（重点施策）

これまで本区では、区民や事業者がリデュース・リユースに取り組みやすいよう生ごみ処理機の購入助成やリサイクルセンターでの修理・再生した粗大ごみのあっせん等の事業を行ってきました。今後もこれらの取り組みの方向性を検討するとともに、民間事業者と連携した新たな粗大ごみあっせん事業の活用を検討など、最も重視すべきリデュースを促進するために、他団体との連携を取りながら事業の展開を図っていきます。

【取組指標】

	現状値（R6）	目標値（R12）
区民アンケート調査によるごみの排出削減に取り組む区民の割合（％）	78.6％	90.0％

②区民・事業者への啓発・情報発信 ★（重点施策）

区民や事業者がリデュース・リユースによるごみ減量を進めるにあたり、「暮らしの中でどのような工夫ができるか」「取り組みによってどの程度効果があるか」等を効果的に周知していくことが必要です。

外国人人口が増加するなど区民の多様性が増す中、本区では従来の冊子やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等による周知に加え、冊子の多言語化や集積所におけるQRコードによる多言語案内などに取り組んできましたが、今後は外国人向動画配信や資源・ごみ分別アプリでのリデュース・リユースに関する内容を取り上げた周知方法を検討するなど、引き続き多様な情報媒体による情報発信を図っていきます。

また、小学校における出前講座の実施や小学生向け啓発冊子の配布、イベントへのブース出展等により、子どもたちの環境学習の機会を提供しています。今後も環境学習の内容を充実させるとともに、子どもたちへの教育を通じて、家庭や地域への意識啓発を図っていきます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
リデュース・リユースを含む 3R に関して発信した回数 (回/年)	45 回	算出中				
出前講座の実施 回数 (回/年)	7 回					

③食品ロス削減の推進

食品ロスの削減を進めるため、区民、事業者、行政、そして NPO*法人や大学・教育機関など様々な主体が共通理解の下、互いに連携し一体となって引き続き食品ロス削減の推進に取り組んでいきます。詳細は第6章（23ページ）を参照ください。

④事業者との連携によるリデュース・リユースの推進

近年、企業の事業活動においても製品の製造や販売、サービスの提供にあたり、海洋プラスチックごみ問題の解決や食品ロス削減などに取り組んでいこうとする動きが広がっています。

例えば、使い捨ての飲食器（カップやストローなど）を廃止し、マイボトルの持参を促す取組みや、豊島区食べきり協力店への登録、フードレスキューの実施、食料品の見切り品の情報を一早く消費者に提供するスマートフォンアプリを開発するなどの動きです。

これら事業者のリデュース・リユースに向けた行動は、消費者がその商品・サービスを積極的に選択して初めて持続的なものとなります。このような観点から、本区はリデュース・リユースに取り組む事業者を後援し、区内で行っている取組みやイベント情報等について、引き続き区民への情報発信を進めていきます。

また、拡大生産者責任*（EPR）に基づく資源循環制度の拡充について国に働きかけていくことや、事業者のインセンティブ向上を図るために、優良な取組事業者に対する表彰制度の導入を検討していきます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
食べきり協力店 登録件数（件/年）	26 件	算出中				
TABETE 登録件 数（件/年）	55 件					
食品ロスに関す る情報発信件数 （件/年）	34 件					

⑤区民の活動支援と連携の場の創出

本区内には、町会、清掃担当者会、PTA、商店会、NPO 法人、大学など様々な地域団体、事業者団体等が活動しており、フードドライブ事業やフリーマーケット、子ども服の譲渡会など、ごみの減量・資源化に関わる様々な取組みが展開されています。

これらの取組みを支援するとともに、今後の清掃・リサイクル事業における課題などについて、清掃担当者会やリサイクル・清掃審議会等にて意見交換の場を設け、連携を深めていきます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
リデュース・リ ユースを含む 3R に関して連 携して活動した 民間団体等の数 （件/年）	7 回	算出中				

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
町会・清掃担当者等意見交換会 やりサイクル・ 清掃関係施設見 学会の開催回数 (回/年)	5回	算出中				

基本方針2 質の高いリサイクルの実現

①プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進 ★（重点施策）

本区は、令和5（2023）年10月から区内全域でプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源回収を開始しました。プラスチックの新たな分別方法について、引き続き、ホームページやSNS等のあらゆる広報媒体を活用し、区民により分かりやすく伝わりやすい工夫を行いながら周知徹底を図ることで、プラスチックの資源化率の向上を目指します。

また、新たなリサイクル品目の導入や、拠点回収の回収場所を増やすことで区民の利便性を図るなど、プラスチック以外の品目についても資源化率の向上につながる取り組みを検討し、質の高いリサイクルを実現していきます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
区民一人1日 あたりのプラスチック回収 量（g/人日）	19.83g	算出中				
資源化率（％）	25.1％					

②事業系ごみのリサイクル推進

本区は池袋駅周辺の繁華街をはじめ、様々な事業活動が集中する副都心区であり、循環型のまちづくりを目指す上で、事業系ごみの減量・資源化、適正処理の推進が重要です。

大規模事業者に対しては、条例に基づき廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を求め、廃棄物管理責任者講習会や立入検査等を通じて、事業系ごみの減量・資源化・適正排出を促進します。

また、行政収集にごみを排出している小規模事業者に対しては、**行政収集に出す場合の資源の適正な分別方法等を周知徹底するとともに**、引き続き民間収集への移行を働きかけていきます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
大規模事業者への立入検査件数（件/年）	109 件	算出中				

③区民・民間事業者との連携・協働

区民の自主的なリサイクル活動である集団回収は、近年、担い手の固定化や高齢化が進展していることから、集団回収を継続できる環境を整える必要があります。本区は、**担い手の固定化・高齢化などの地域の実情**や再生資源化市場の動向に注視しながら集団回収事業に対する支援を継続し、区民のごみ減量意識の醸成や地域コミュニティの活性化を図っていきます。

また、事業者の自主的な取り組みとして、スーパーマーケットなどの小売店における食品トレーや牛乳パック等の店頭回収、家電販売店における小型家電の電子機器の店頭回収、メーカー団体による充電電池や携帯電話、インクカートリッジの回収、**航空会社等の事業者による廃食油の回収など**、様々なリサイクルの取り組みが行われています。国内有数の商業集積地である池袋を有する本区の特性を生かす観点から、本区は自主回収に取り組む事業者の情報を発信するなど、民間事業者と連携・協働しながら区民がこれらの回収ルートを利用しやすい環境を整えていきます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
リサイクルを含む 3R に関して連携して活動した民間団体等の数 (件/年)	7 件	算出中				

基本方針3 安定的で適正なごみ処理の推進

①適正分別・適正排出の徹底

分別ルール of 徹底や排出マナーの遵守について、ホームページ、SNS、多言語化した冊子、資源・ごみ分別アプリ、集積所看板の QR コードによる多言語案内等、様々なツールを通じて周知を行っています。今後は、分別ルールにかかる外国人向動画配信の作成を検討するなど、区民のニーズに合わせた情報媒体の拡充を図っていきます。

また、曜日違い、粗大ごみや金属・陶器・ガラスごみ等を燃やすごみに混入するなどの不適正排出者に対して、適正排出に向けたきめ細やかな指導を行うとともに、巡回パトロールを強化するなどして、不法投棄の防止を徹底していきます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
ごみ分別アプリの登録者数（累計）	7,625 人	算出中				
適正分別・適正排出に関して発信した件数（回/年）	52 回					

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
不法投棄回収件数 (件／年)	3,393 件	算出中				

②処理困難物の適正排出 ★（重点施策）

水銀含有物、スプレー缶、使用済注射針や二次電池といった有害性・危険性のあるごみについて、適切な分別・排出方法、ごみや資源に混入して排出されることによる危険性等について周知徹底を図ることで区民の理解を促し、不適正な分別・排出を防ぎます。特に、モバイルバッテリーやスマートフォンなどに使われる二次電池については、近年、燃やすごみやプラスチック資源等に混入して排出されることで清掃車や選別・処理施設での火災が発生しています。二次電池の回収について、今後は安全な排出・保管方法を検証した上で、回収拠点を増やすことや集積所回収を行うなど、区民にとって出しやすい分別・排出方法を検討していきます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
二次電池等の処理困難物の新たな排出方法や処理ルート数（個）	1	算出中				

③事業者への情報提供・指導

区内の事業者に対して、区内の事業系ごみの排出・処理状況や国の法令、本区の条例等に関する情報提供を行いながら、事業系ごみの減量・資源化・適正処理を促進していきます。

また、行政収集にごみを出している小規模事業者に対して、民間収集事業者やリサイクル事業者の情報を提供することにより、民間収集への移行を働きかけて

いくとともに、有料ごみ処理券の販売時に適正排出に関するチラシを配布する等、適正排出・適正分別にかかる事業者への指導を徹底していきます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
廃棄物管理責任者講習会の開催回数（回／年）	2回	算出中				

④ごみの収集方法等の調査・検討（ごみ有料収集等）

家庭ごみの有料化は、ごみの発生抑制や資源分別の促進、費用負担の公平性の確保に効果があると言われています。ただし、東京 23 区においては、共同処理を行っていることなどから、他区との連携を図りながら検討を進めていく必要があります。本区では、ごみ減量・資源化の取組みを一層促進するため、区民の理解・協力を得ることを前提に、ごみ有料化の効果や導入の是非などについて引き続き慎重に検討を進めていきます。

高齢化社会の進展により、今後、集積所へのごみ出しが困難な事例等がさらに増加することが見込まれます。一人暮らしの高齢者や障害者等、ごみの排出が困難な区民に対し、自宅前までごみを取りに行く出前ごみ事業の拡充を検討するなど、社会の実情に合わせた体制の整備を図っていきます。

また、車両追跡システムなどの IT 技術の導入より、最適な収集ルート进行调整し、燃料消費の削減や収集作業の効率化を実現できるよう、収集作業における IT 化の検討を進めていきます。

⑤災害廃棄物対策

地震等により発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「豊島区災害廃棄物処理基本計画」に基づき、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合や他区等の関係機関と協力・連携の下、必要な体制の整備を図っていきます。

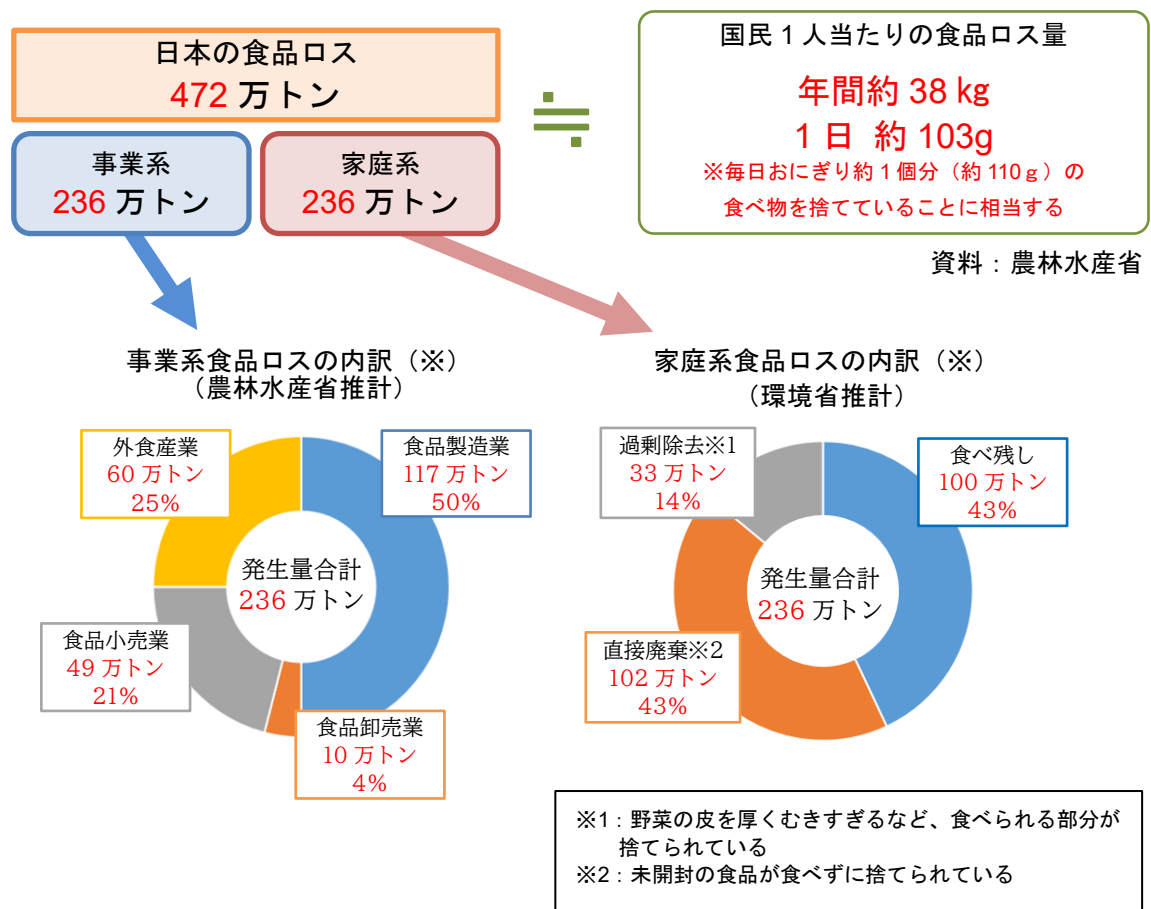
第6章 食品ロス削減推進計画

1 食品ロス削減推進計画の基本事項

(1) 食品ロスの現状

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品を言います。国全体では年間で472万トンの食品ロスが発生し(2022年度)、その50%の236万トンが家庭から排出されていると推計されています。(図表3)

図表3 日本の食品ロス発生量(2022年度)

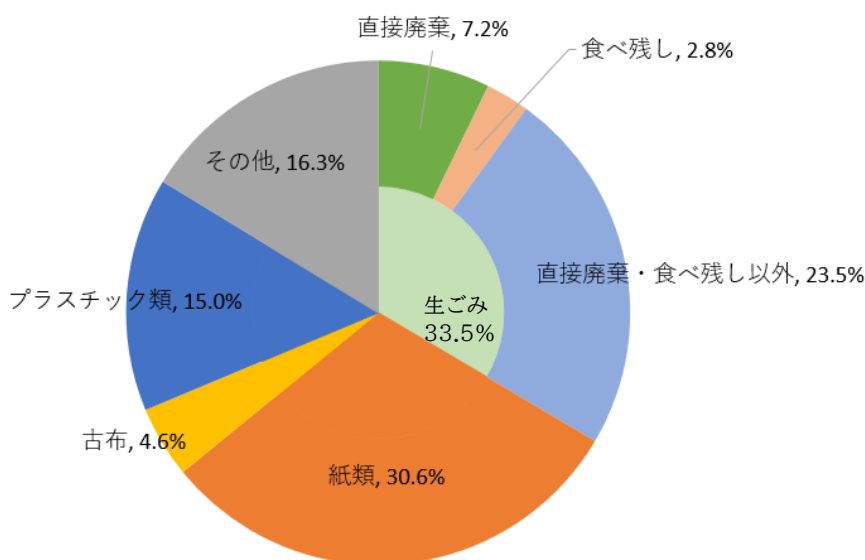


※割合の記載について、小数点以下を四捨五入により端数処理しているため、合計値が一致しない場合があります。

本区において、令和 6（2024）年度に実施した燃やすごみの組成分析調査では、燃やすごみ中には 7.2%の直接廃棄と 2.8%の食べ残しが含まれていました。（図表 4）

令和 6（2024）年度の燃やすごみ量は 44,856 トンです。これに食品ロスとなる直接廃棄と食べ残しにかかる組成比率の合計 10%を掛け合わせると、本区における家庭系食品ロス量は、4,486 トン（区民 1 人 1 日あたり 42.0 g）となります。

図表 4 燃やすごみ組成分析調査結果



資料：令和 6（2024）年度豊島区廃棄物排出実態調査

(2) 計画の位置付け

区市町村が策定する食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、国または東京都の基本方針等を踏まえて策定され、「区市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」として位置づけられます。

また、本計画の期間および目標は、同法第 11 条に基づき定められた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて定めています。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

2 食品ロス削減推進計画の方針・目標

(1) 食品ロス削減の方針

一般廃棄物処理基本計画の基本理念「**持続可能な循環型社会を実現するまちとしま**」の下、食品ロスのリデュース（発生抑制）及び食品を必要としている人に届けるリユース（再使用）に加え、区民、事業者、行政、NPO 法人や大学・教育機関など様々な主体が共通理解を図りながら、互いに連携し一体となって食品ロスの削減に取り組めます。

(2) 食品ロス削減推進の目標

本計画における目標を以下のとおり定めます。

- (1) 本区における家庭系食品ロス量を令和 17 年 (2035) 年度までに 3,390 トン（年 2.4%削減）とします。

	現状値 (R6)	目標値 (R17)	削減量
家庭系食品ロス量 (t)	4,486 t	3,390 t	△1,096 t

- (2) 区民アンケート調査等により区民の食品ロス削減状況を把握し、令和 17 (2035) 年度までに食品ロスの削減に取り組む区民の割合を 90%以上にしていきます。

	現状値 (R6)	目標値 (R17)
区民アンケート調査による食品ロスの削減に取り組む区民の割合 (%)	78.8%	90.0%

3 食品ロス削減のための取組み

(1) 情報発信・普及啓発の推進

区民に取組みの必要性を認識し理解を深めてもらうため、食品ロスにおける現状や賞味期限・消費期限の正しい認識、フードドライブの活用等、食品ロス削減に関する分かりやすいリーフレットの作成やホームページ、SNS 等での情報発信の充実を図っていきます。今後は、ごみ分別アプリを活用した周知など、新たな情報発信媒体による周知方法を検討していきます。

また、「食品ロス削減月間」など食品ロス削減キャンペーンの実施や、区民や児童・生徒を対象とした食品ロス削減講座の実施、イベント等により、食品ロス削減の普及・啓発を進めます。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
食品ロスに関する情報発信件数 (件/年)	34 件	算出中				
食品ロス削減講座実施回数 (回/年)	2 回					

(2) 販売店や飲食店との協力体制の充実

現在実施している食べきり協力店や TABETE の登録者数を拡充し、店舗における取組みを区民や区外からの買い物客等に PR します。また、食品ロス削減に取り組む優良な事業者をホームページ等で紹介することや表彰制度の導入等、事業者のインセンティブ向上に向けた体制を検討していきます。

さらに、商店会、事業者団体等との連携の下、食品ロス削減に向けた事業者向け情報（国や東京都の取組み等も含む）を提供し、事業者における食品ロス削減を推進します。

【取組指標】

	現状値	目標値				
指標	R6	R8	R9	R10	R11	R12
食べきり協力店 登録件数（件/年）	26 件	算出中				
TABETE 登録件 数（件/年）	55 件					

(3) 大学や教育機関との連携

大学研究機関等と連携し、食品ロス削減レシピの開発など、各種取組みを展開していきます。

(4) 関係団体との連携

未利用食品の有効活用を図るため、NPO法人、福祉団体等との連携を図っていきます。

(5) 事業者としての本区の取組の推進

区施設から発生する食品ロスの実態を把握し、必要に応じて食品ロス削減の取組みを進めていきます。

第7章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は昭和 53（1978）年に 100%に達しており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理されています。

一部のディスポーザー汚泥等は、許可業者の収集・運搬により、品川清掃事務所で固形分を取り除いた後、下水排除基準以下まで希釈して公共下水道に放流していきます。

2 基本計画

家庭及び事業所から排出される生活排水については、公共下水道で処理されるように引き続き働きかけます。

また、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥*」及び「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき、一般廃棄物処理業者への委託による処理とします。

3 処理の区分・主体

し尿等の収集運搬、処理の主体は原則として下表のとおりとします。

図表 5 一般廃棄物の区分と処理主体及び排出状況

区分		収集運搬	処 分
家庭系	し尿	下水道管へ	水再生センター
	ディスポーザー汚泥等	一般廃棄物収集運搬業者	品川清掃作業所
事業系	し尿	一般廃棄物収集運搬業者	一般廃棄物処分業者※
	し尿混じりのビルピット汚泥		

※もっぱら住居用の建築物から排出されたもので、区の承認を受けたものについては清掃一組でも受け入れ可能

用語解説

イノベーション

物事の「新機軸」「新しい活用法」を創造する行為、及び技術革新のこと。

設立した一部事務組合（地方自治法第 284 条に基づく特別地方公共団体）。

拡大生産者責任

製品な
言や自主
廃棄・処

廃プラスチックサーマルリサイクル

プラスチックを清掃
熱をエネルギー

サプライチェーン

商品や
材料の調
った一連

雨水等を下
するためにビ
ドルピット汚
る汚泥のこと。

食品ロス削減推進法

食品ロ
地方公共
他食品ロ
事項を定
減の推進
月施行）。

必要とする方

内容を更新中

費期限の迫っ
切れで廃棄さ

第四次循環型社会

循環型
環型社会
画的な推
おきに見
30（201
進基本計

廃棄物につい
サイクルのため
分担などを定
に係る分別収
法律」（平成

食べきり残さず

「小盛
ための呼

デュース）、再
再生利用

食べ残し削減に向けた取り組み「食べきり残さず」等により食品ロス削減に取り組む、豊島区食べきり協力店制度に登録された飲食店。

（Recycle＝リサイクル）の頭文字をとったもの。リサイクルに比べ、2R（リデュース・リユース）の取組みが遅れていると言われており、その推進が求められている。

東京二十三区清掃一部事務組合

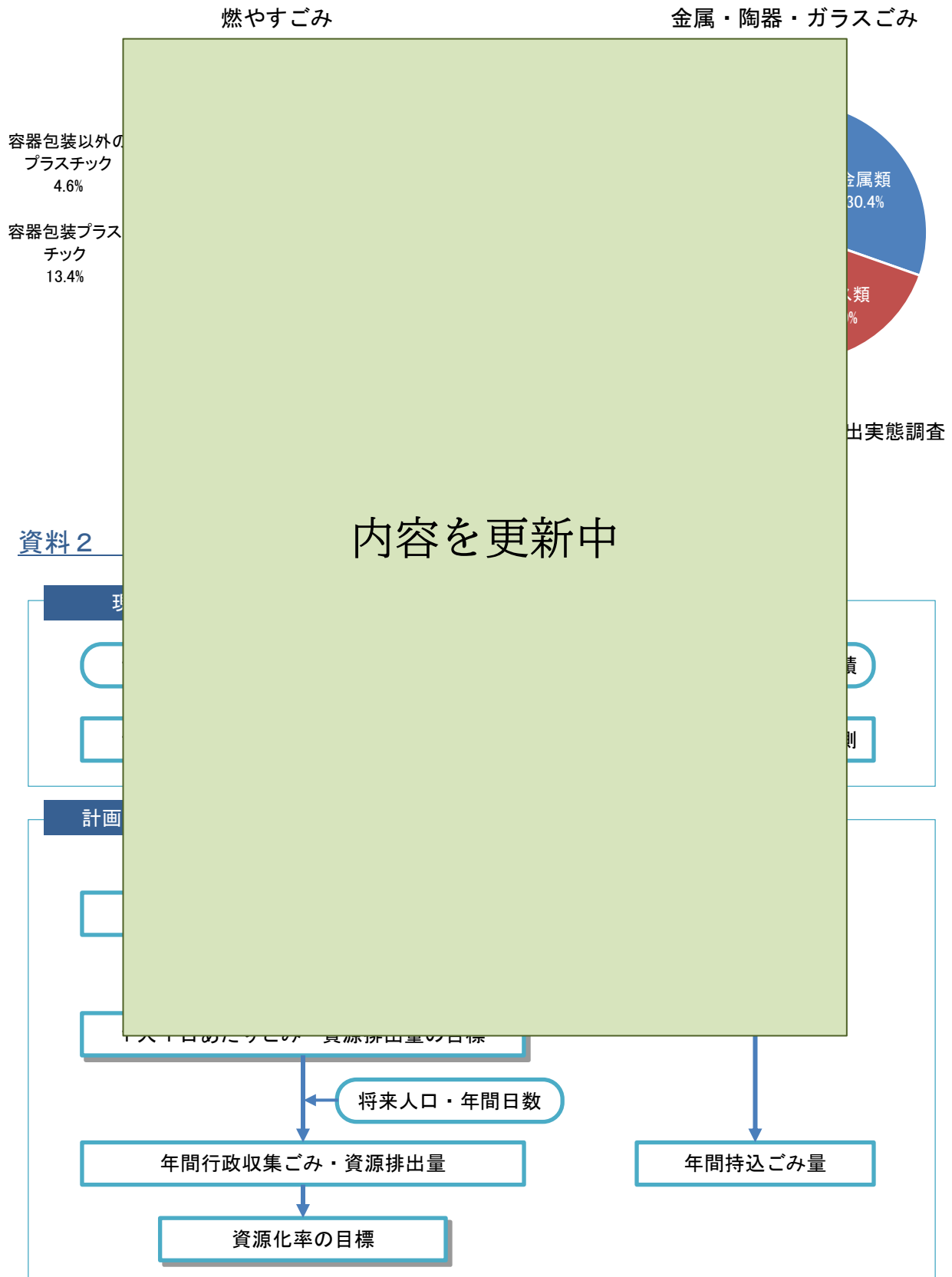
東京 23 区内で発生する一般廃棄物の中間処理を共同で行うために、23 区の総意により

NPO

民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体（Nonprofit Organization）のこと。

資料編

資料 1 家庭ごみの組成



資料3 ごみ量の予測と計画目標

現状のまま推移した場合の予測

■現状のまま推移した場合の予測は、平成26(2014)年度から令和元(2019)年度の実績に基づき推計しています。

年度	実績 実績値	推計値	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035) 長期
人口					
区収集ごみ量(t/年)			6 293,454	293,502	293,552
資源回収量(t/年)			3 53,386	53,337	53,437
ごみ・資源計(t/年) e=b÷			7 12,245	12,180	12,152
区民1人1日あたりのごみ e=b÷			11 64,329	64,220	64,295
資源化率(%)			9 498	498	497
(参考)			% 19.0%	19.0%	18.9%
持込ごみ量(t/年)			8 41,530	41,521	41,513

内容を更新中

計画目標

■計画目標は、施策

年度	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035) 長期
人口			
区収集ごみ量(t/年)	6 293,454	293,502	293,552
資源回収量(t/年)	8 49,911	49,764	49,617
ごみ・資源計(t/年) e=b÷	6 14,624	14,651	14,678
区民1人1日あたりのごみ e=b÷	4 63,251	63,138	63,025
資源化率(%)	8 466	465	463
(参考)	% 23.1%	23.2%	23.3%
持込ごみ量(t/年)	8 41,530	41,521	41,513

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

※資源回収量 c：不燃ごみ、粗大ごみ資源化量は資源回収量に含む。

※ごみ・資源計 d：区収集ごみ量と資源回収量の合計から不燃ごみ、粗大ごみ資源化量を除いた値。

※資源化率 f = 資源回収量 c ÷ ごみ・資源計 d



豊島区
TOSHIMA CITY

発行：令和7年3月

豊島区 環境清掃部 ごみ減量推進課

電話：03（3981）1111

豊島区ホームページ

<http://www.city.toshima.lg.jp>